

食 品 安 全 委 員 会 第 216 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 19 年 11 月 22 日（木） 14:00～14:40

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）農薬専門調査会における審議状況について

- ・「インダノファン」に関する意見・情報の募集について
- ・「ジチオピル」に関する意見・情報の募集について
- ・「プロモブチド」に関する意見・情報の募集について

（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

- ・「GR-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム（5'-イノシン酸二ナトリウム及び 5'-グアニル酸二ナトリウムの混合物）」に関する意見・情報の募集について

（３）その他

4．出席者

（委員）

小泉委員長代理、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

（事務局）

齊藤事務局長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、

小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5．配布資料

資料 1 - 1 農薬専門調査会における審議状況について インダノファン

資料 1 - 2 農薬専門調査会における審議状況について ジチオピル

資料 1 - 3 農薬専門調査会における審議状況について プロモブチド

資料 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について GR-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された 5'-リボヌクレオチ

ドニナトリウム（５´ - イノシン酸二ナトリウム及び５´ - グアニル酸二ナトリウムの混合物）

資料３ 新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループの設置について

資料４ アガリクスを含む製品の食品健康影響評価の進め方について

６．議事内容

○小泉委員長代理 それでは、ただ今から食品安全委員会第 216 回会合を開催いたします。

本日は、５名の委員が出席です。見上委員長が海外出張されておりますので、私が司会進行を務めさせていただきます。

それでは、お手元にございます食品安全委員会第 216 回会合議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。本日の資料は６点でございます。資料の一部につきましては、資料の番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料１ - １から１ - ３までが「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料２が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料３及び資料４が、議事「（３）その他」に係る資料でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、ただ今から議事に入ります。

最初に「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。農薬３品目につきましては、専門調査会から意見情報の募集のための評価書（案）が提出されております。事務局から説明をお願いいたします。

○北條評価課長 それでは、資料１ - １から１ - ３に基づいて御説明いたします。いずれも農薬除草剤でございます。

まず、資料１ - １のインダノファンについて御説明いたします。評価書（案）の３ページをお開きいただきたいと思います。

「審議の経緯」に書いてございますように、本品目につきましては、１９９９年８月２４日に初回農薬登録をされております。

その後、本年、９月４日に農林水産省より厚生労働省へ魚介類に対する基準設定の依頼がございまして、これを受けまして、９月１３日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

５ページ、インダノファンは除草剤でございますが「７．開発の経緯」に示されており

ますように、1992年に三菱化学株式会社より開発されたインダン骨格を有する除草剤であるということでございます。

作用機構は、タンパク質及び脂肪酸の生合成阻害による細胞分裂及び伸長阻止と考えられているものでございます。

評価につきましては、6ページから記載がございます。

まず「1．動物体内運命試験」でございますが、これにつきましては、ラットを用いまして検討が行われております。インダノファンにつきましては、吸収・排泄は速やかに行われるということでございまして、投与後、168時間で総投与量の大部分が糞あるいは尿中に排泄をされるという結果でございました。主要排泄経路は糞中ということでございます。

やはり投与後168時間後でございますけれども、肝、腎、脾、それから下垂体でも比較的高い残留を示しておりますけれども、基本的には残留傾向は認められないという結果になっております。

この動物体内運命試験につきましては、ラットの外にマウスについても検討がされておりました、その結果につきましては、10ページ以降に記載がされておりますが、大体ラットと同じような傾向を示しております。

13ページ「2．植物体内運命試験」でございますけれども、これにつきましては、イネを用いて、水耕液処理、葉面塗布、それからポット栽培、こういう条件でそれぞれ検討されております。結果は、各表にお示しをしておいででございますけれども、玄米中における残留については、わずかであるという結果になっております。

15ページ「3．土壤中運命試験」。次のページが「4．水中運命試験」。更に「5．土壌残留試験」というものが実施されております。

このものの残留性でございますけれども、例えば表12に示しておりますように、比較的早く分解をしていくという結果が出ております。

「6．作物等残留試験」でございますが、作物残留試験につきましては、水稻を用いまして、インダノファンと代謝物を分析対象といたしまして、作物残留試験が実施されております。

先ほども植物体内運命試験のところでも申し上げたように、表13の結果を御覧になるとお分かりになりますけれども、インダノファン、それから代謝物いずれも玄米中についていますと、定量限界未満という結果になっております。

「(2) 魚介類における最大推定残留値」も算出されておりました、魚介類における最

大推定残留値は、0.033ppm という結果になっております。

19 ページ「7 . 一般薬理試験」が実施されておりました、結果は表 15 にお示しをしております。

20 ページ「8 . 急性毒性試験」が原体、それから代謝物について、それぞれ実施されております。

代謝物の毒性でございますけれども、表 16 と 17 を比較して見ていただくと分かりますが、代謝物の方が原体よりも毒性が強いということになっております。特に代謝物の 2 が強い毒性を示していることがお分かりいただけると思います。

21 ページ「9 . 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験」も実施されております。眼に対して軽度の刺激性が認められておりますけれども、皮膚刺激性の方は認められておりません。

それから、皮膚感作性につきましては、Maxmization 法では皮膚感作性が陽性ということであったようですが、Buehler 法では陰性であったという結果でございます。

21 ページ「10 . 亜急性毒性試験」でございますけれども、これにつきましては、ラット、それからマウス、イヌ、各動物を用いまして、90 日間の亜急性毒性試験が実施されております。

結果につきましては、表 19 以下の表に記載をされておりますけれども、このものの毒性影響といたしましては、血液凝固障害作用というものが認められているということでございまして、例えば 23 ページの表 23 のマウスの毒性試験におきましては、代表的なものとして、プロトロンビン時間、これは PT と書いてありますけれども、そういったものの延長であるとか、下の方に書いてございますが、臓器等への出血が認められている。こういうものが代表的な所見でございます。

24 ページ「11 . 慢性毒性試験及び発がん性試験」の結果でございます。

1 年間のイヌを用いた慢性毒性試験、これは大体これまでの亜急性毒性試験と同じような結果が得られております。

それから、ラットを用いました 2 年間慢性毒性発がん性併合試験、それからマウスを用いました 18 か月間の発がん性試験が実施されておりますが、いずれの試験におきましても、発がん性は認められなかったという結果でございます。

また、27 ページからは「12 . 生殖発生毒性試験」が実施されておりますけれども、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性というものは、いずれの試験においても認められておりません。

28 ページ「13．遺伝毒性試験」が実施されております。原体を用いた試験の結果が表 34 の方にまとめられておりますが、原体についてはすべて陰性の結果であるということでございます。

一方で代謝物の試験結果につきましては、表 35 にまとめられておりますけれども、これにつきましては、例えば代謝物の 2 について培養細胞を用いる試験で陽性となっております。また、代謝物 5 についても、やはり培養細胞を用いたもので陽性所見が出ております。

しかしながら、いずれの代謝物につきましても、小核試験におきましては陰性の結果が得られているなどのことから、総合的に見て、特段問題となる遺伝毒性はないだろうという判断をいただいているものでございます。

急性毒性試験の結果のところ、代謝物 2 が活性があるというお話をしておりますけれども「14．その他の試験」、その辺のところを実施されております。

まず、32 ページの「(5)ウサギを用いた血液凝固阻害試験及び治療試験」が実施されております。

32 ページの一番下の行のところでございますが、治療効果の検討試験ということで、インダノファンを投与して、著しく延長した PT あるいは APTT がビタミン K 処理によって直ちに短縮化したという結果が出ております。

こういった結果からインダノファンの血液凝固阻害作用というものが、ワルファリンと同様にビタミン K 拮抗作用によるということが示唆される、こういう試験成績が得られております。

また、33 ページの(7)でございますけれども、インダノファンと代謝物の 2、それから代謝物の 12 を用いまして、ラットにおける血液凝固阻害作用の検討がなされております。

インダノファンと代謝物の 2 でございますが、これを用いた試験で PT、それから APTT の明らかな延長が認められているということでございますけれども、最終的な結論としては、34 ページの方の 2 行目辺りの方に記載がございます。

インダノファンの血液凝固阻害作用の原因というのは、代謝物 2 であるということが示唆されるという結果で、この代謝物 2 が先ほどの毒性試験でも中心となっていた血液凝固阻害作用を示していたということが分かった。こういう結果が得られているところでございます。

以上のような試験成績を基に、最終的な調査会の結論でございますが、これにつきましては 39 ページにまとめられております。

農薬専門調査会は、各試験の無毒性量の最小値がラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん

性併合試験の 0.356mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した、0.0035mg/kg 体重/日を一日摂取許容量と設定した。これが最終的な結論でございます。

続きまして、資料 1 - 2、ジチオピルについて御説明をいたします。

3 ページを御覧いただきたいと思いますのですが、ジチオピルにつきましては、1991 年 4 月 1 日に初回農薬登録、これは芝に対してでございますが、されております。

2000 年 3 月には、食用作物、これは水稻でございますが、水稻用として登録がされているということで、その後、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、残留基準が設定されている農薬でございます。

本年の 8 月に農林水産省から魚介類に対する基準設定の依頼がございまして、これを受けまして、9 月 13 日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

5 ページにまいりますけれども、開発の経緯にお示ししておりますように、ジチオピルは、ダウ・ケミカル日本株式会社によって開発されたピリジン系の除草剤であるということございまして、植物の幼芽部や根部の生長点での細胞分裂を阻害するということになっております。

6 ページ、今回の評価に当たりましては、農薬抄録を基に、毒性に関する科学的知見を整理しております。

まず「1. 動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いまして実施されております。

このものでございますけれども、吸収は比較的速やかに行われるようでございます。表 2 などを御覧いただくと分かると思いますけれども、尿それから糞中への排泄があるということでございますが、胆汁中への排泄も結構あるということで、尿中への排泄はこういったものについて比較しますと、少量であるということであり、腸管循環の存在というものが示唆されたということでございます。

7 ページの中段以降に「(4) 体内分布」の記載がございしますが、反復経口投与いたしますと、消化管を除きまして、脂肪組織に若干高く分布をするということでございますけれども、ここを除きまして、168 時間程度経ちますと、他の臓器への残留はなくなっていくという結果が得られております。

9 ページ「2. 植物体内運命試験」でございますが、これにつきましては、水稻を用いまして田面水処理、それから水耕処理、こういった条件で検討がなされております。

また、土壌処理によって、ニンジン、キュウリ、小麦への移行性についても検討がなされております。

それから、土壌中への残留性でございますが、それにつきましては、土壌中運命試験あるいは水中運命試験、それから土壌残留試験というものが実施されております。

土壌中運命試験につきましては、かなり長い間分解されないで存在するようでございますけれども、12 ページの方にお示ししました土壌残留試験の圃場試験などにおきましては、結構早く分解しているという性質のもののようにございます。

「6．作物等残留試験」でございますけれども、作物残留試験につきましては、ジチオピルと代謝物を分析対象化合物として試験が実施されております。

結果は、表 6 の方にお示しをしておりますが、可食部、玄米における残留値は定量限界未満であったという結果になっております。

また、魚介類における残留値も算出しておりまして、最大推定残留値は 0.094ppm ということになっております。

それから、一般薬理試験、急性毒性試験がそれぞれ実施されておまして、結果は表の方に記載されているとおりでございます。

また、14 ページの方にまいりますが、眼、皮膚に対する刺激性、皮膚感作性試験も検討されております。

亜急性毒性試験につきましては、ラット、マウス、イヌを用いました 90 日間の亜急性毒性試験が実施されております。

また、16 ページの方も慢性毒性試験でございますが、イヌを用いた 1 年間の慢性毒性試験が実施されております。

本剤の影響につきましては、主に肝臓に毒性影響が認められておりますが、特に大きな問題となるような所見というものはございません。

16 ページ、発がん性に関する試験といたしまして、2 年間の慢性毒性/発がん性併合試験がラットを用いて行われておりますし、また、マウスを用いた 18 ヶ月間の発がん性試験も実施されておりますが、いずれの試験でも発がん性は認められておりません。

それから、生殖発生毒性試験も 2 世代繁殖試験と発生毒性試験が実施されておりますけれども、いずれの試験成績も陰性、影響は認められなかったということでございます。

遺伝毒性試験につきましては、19 ページの表 16 にまとめられております。結果はすべて陰性ということで、ジチオピルに遺伝毒性はないものと考えられるということでございます。

最終的な評価は、21 ページに記載がございます。農薬専門調査会は、各試験の無毒性量の最小値がラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.362mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0036mg/kg 体重/日を一日摂取許容量と設定したという結果になってございます。

それから、農薬の最後でございますが、資料1 - 3、プロモブチドでございます。

これも除草剤でございますが、3ページの「審議の経緯」にございますように、1986年に初回農薬登録をされております。このものにつきましても、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、残留基準が設定されているものでございます。

本年の9月4日に魚介類に対する基準設定の依頼がございまして、本年の9月13日でございますが、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

食品安全委員会につきましては、農薬専門調査会におきまして2回審議が行われて、本日、評価書(案)が提出されております。

5ページに記載がございますように、プロモブチドは、住友化学株式会社により開発されたアミド系除草剤であるということでございまして、作用機構は植物の細胞分裂の阻害によって根部あるいは茎葉部の伸長を阻害し、雑草を枯死させるものと考えられているものでございます。

6ページ以降に評価結果の概要が記載されております。

このものにつきましても、農薬抄録を基に毒性に関する知見が整理されているものでございます。

動物体内運命試験につきましては、ラットを用いて実施されております。このものも吸収は割と速やかに行われるようでございまして、投与後、7日間でほぼ排泄されるということで、排泄も比較的速やかな農薬でございます。

7ページの「体内分布」に記載がございますように、7日後、消化管内容物を除いて、肝臓と盲腸に比較的残っておりようでございますけれども、いずれにしましても、蓄積性について大きな問題とはなっておりません。

11ページに飛びますが、植物体内運命試験につきましては、水稻を用いまして、田面水処理という条件下で行われております。

それから、土壌中運命試験、水中運命試験、それから土壌残留試験というものがそれぞれ実施されております。

環境中において、やはりこれも比較的早く分解をするタイプのもののようでございます。

13 ページ、作物等残留試験が実施されておりまして、作物残留試験につきましては、プロモブチド及び代謝物 B を対象化合物として、水稻における作物残留試験が実施されております。

結果は、別紙の 3 にお示しをしているところでございます。玄米に若干残るようでございます。

それから、魚介類に対する残留値も算出されておりまして、魚介類における最大推定残留値は、3.89ppm ということでございました。

また、一般薬理試験、急性毒性試験の結果につきましては、表 7 と表 8 にお示ししているとおりでございます。

17 ページ、眼・皮膚に対する刺激性、皮膚感作性の試験も実施されております。

亜急性毒性試験、それからイヌを用いました 1 年間の慢性毒性試験ということで、一般毒性試験の成績について申し上げますと、毒性の所見は主に肝臓に出ておりますが、本剤の特徴といたしまして、盲腸へ影響が出ている。盲腸の絶対比重量の増加が認められているとか、盲腸内容物が充満しているとか、そういう特徴的な所見が出ております。

ただ、18 ページの 2 行目、3 行目に記載がございますけれども、全投与群の雌雄に盲腸絶対比重量の増加が認められたが、病理組織学的検査において異常は見られず、毒性変化とは考えられなかったということで、この点については、毒性とは考えなくてもいいという結論をいただいているところでございます。

それから、発がん性につきましては、ラットを用いました 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験と、マウスを用いました 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験が実施されておりまして、いずれにつきましても、発がん性は認められていないという結果でございます。

生殖発生毒性試験につきましても、2 世代繁殖試験、発生毒性試験が実施されておりますが、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性はいずれも認められなかったということでございます。

22 ページに遺伝毒性試験の結果がまとめられておりますが、原体、代謝物いずれも陰性という結果でございます。

先ほど盲腸への影響が出るということで、その点につきましては、22 ページの「15. その他の試験」のところに、その検討の結果が記載されております。

23 ページの中段のところになりますけれども、プロモブチドの投与により、盲腸膨満、盲腸及び盲腸壁重量増加、盲腸内容物の浸透圧の低下が認められた。

これにつきましては、抗生物質、浸透圧降下剤や糖類、こういったものを投与したとき

に、盲腸内で浸透圧の変動や内容物の水分含量の増加が起こって、盲腸膨満が誘発されることが知られているということで、本剤の投与による盲腸膨満についてもそういったものと同じような機序で起きているのではないかと考えられるということで考察がなされております。

以上のような検討結果を踏まえまして、最終的に 24 ページに食品健康影響評価がまとめられております。農薬専門調査会は、各試験で得られた無毒性量の最小値がラットを用いた 2 世代繁殖試験の 4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.04mg/kg 体重/日を一日摂取許容量として設定したという結果でございます。

以上、除草剤 3 品目について概略を御説明いたしましたけれども、これらの農薬につきましては、御了解いただきましたならば、委員会終了後、12 月 21 日までの 30 日間、国民からの意見情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長代理 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問はございませんか。

どうぞ。

○長尾委員 内容はよろしいと思いますけれども、プロモブチドの最後の ADI を求めるところの表現ですが各試験で得られた無毒性量の最小値を丁寧に書いてあります。

最初の 2 つの農薬の場合は、各試験の無毒性量の最小値ということで、3 番目のプロモブチドの書き方がしっかりしていいと私は思います。今後、こうされたらいいのではないかと思います。

○北條評価課長 分かりました。今後、そういうふうにさせていただきたいと思います。

○小泉委員長代理 では、よろしくお願いします。その外ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本 3 件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議事に移ります。

「(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。事務局から説明をお願いします。

○北條評価課長 それでは、資料 2 に基づいて御説明いたします。

1 ページの「審議の経緯」にございますように、本品目につきましては、本年の 10 月 15 日に厚生労働大臣より、遺伝子組換え食品等の安全性確認に係る食品健康影響評価につ

いて要請があったものでございます。

遺伝子組換え食品等専門調査会で、1回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されております。

3ページの概要というところに記載がございますように、まず、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、これは昭和35年でございますが、食品添加物としての指定をされて、既に公定書に収載をされているというものでございます。

今回、添加物として出されているものは、5'-イノシン酸二ナトリウム及び5'-グアニル酸二ナトリウムの混合物である添加物として出されているものでございまして、そのうちのグアニル酸二ナトリウムの原料であるグアノシン、これを遺伝子組換え微生物で作成し、つくられているというものでございます。

この概要というところにも記載がございますけれども、生成効率というものを高めるために、*B.amyloliquefaciens*株由来の突然変異株を宿主といたしまして、グアノシン生合成関与遺伝子を導入して作成をされましたGR-No.1株によって生産されたグアノシン、これを原料といたしまして製造されている添加物である5'-リボヌクレオチド二ナトリウムということでございます。

このものの食品健康影響評価でございますけれども、この評価書（案）に記載されているとおり、GR-No.1株によって生成されましたグアノシン発酵液、これから析出、分離することによって、グアノシン結晶を得るということで、この段階でも結晶化してある程度精製しているということでございますし、その後、この結晶と別のイノシン結晶、これに酸性ピロリン酸ナトリウムとトリポリリン酸ナトリウム、これを混合してリン酸化反応を行う。その反応液を更に晶析分離をいたしまして、高純度の混合物を得る。これが製造方法になっております。

また、食品健康影響評価の2.のところに記載がございますように、第1点といたしまして、タンパク質は検出限界以下である。

それから、規格自体が公定書を満たしているということ。

従来品に存在しない不純物というものは検出されていないということ。

さらに、従来品に存在する不純物については従来品の範囲内というようなことから、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しているとは考えられないであろう。こういう結論をいただいております。

最終的には、こういうことから十分安全性があるだろうという御判断をいただきまして、結論としては、最後のパラグラフになりますが、本添加物については遺伝子組換え微生物

を利用して製造された添加物の安全性評価基準により、改めて評価する必要はないと判断される。こういう結論になっています。

このものにつきましても、委員会終了後、12月21日までの30日間、国民からの意見情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長代理 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項について御意見、御質問はございませんか。

ちょっと細かいことなのですが、農薬と遺伝子組換えの評価書を見ておりますと、1行の文字数が違うようで、最近できるだけ一致させようとしています。遺伝子組換えの方は私が見ていて見にくいなという感じがするんですけども、どちらか決まった方式というか、そうされた方がいいと思います。

○北條評価課長 御指摘いただいた点につきましては、これまでもできるだけ標準化を進めるようにということでしておりますので、このものについてもできるだけ他の調査会のものと合わせるように考えてみたいと思います。

○小泉委員長代理 よろしくをお願いします。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議事に移ります。その他ですが、事務局から報告事項があると聞いておりますけれども、よろしくをお願いします。

○北條評価課長 それでは、お手元の資料3と4に基づきまして、専門調査会におけるワーキンググループの審議体制について御報告をさせていただきます。

いずれも本年の10月1日付けで専門調査会の委員の改選が行われたことに基づくものでございます。

資料3でございますけれども、この表題のところに記載がございます「『高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性』に係る食品健康影響評価の進め方」につきましては、新開発食品、それから添加物専門調査会の合同ワーキンググループを設置して、ここで審議を行うということとされているところでございます。

10月1日付けの委員の改選によりまして、メンバーが一部変更となったということで、裏側の方を御覧いただきたいと思いますのですが、従来、長尾美奈子委員が入っておられましたけれども、9月30日付けで退任をされまして、新たに林眞委員が選出されたということでございます。これが資料3の方でございます。

資料4の方でございますが、アガリクスを含む製品の食品健康影響評価の進め方ござ

いますが、これにつきましては、新開発食品専門調査会の下にワーキンググループを設置しまして、そこで審議を行うということとされております。

これにつきましても、その裏側の方でございますように、メンバーが変更となっておりまして、先ほどと同じでございますけれども、長尾委員が退任されまして、新たに本間委員が入られることになったということでございます。

以上でございます。

○小泉委員長代理 それでは、ただ今の報告の内容につきまして、御質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、それではその外に議事がございますでしょうか。

○大久保総務課長 特にございません。

○小泉委員長代理 分かりました。ありがとうございます。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 216 回会合を閉会いたします。

次回の委員会は、11 月 29 日木曜日 14 時から開催を予定しております。

また、来週 26 日の月曜日ですが、14 時から農薬専門調査会確認評価第二部会が非公開で開催。

27 日火曜日は、10 時から企画専門調査会が公開で開催。

14 時から動物用医薬品専門調査会が公開で開催。

引き続き、16 時から同専門調査会が非公開で開催。

また、28 日水曜日 10 時から化学物質・汚染物質専門調査会幹事会が公開で開催される予定となっております。

さらに「食品に関するリスクコミュニケーション - 我が国における牛海綿状脳症（BSE）の国内対策を考える - 」が 26 日月曜日に大阪で 13 時 20 分から、27 日火曜日には岡山で 14 時から、28 日水曜日には仙台で 14 時から開催される予定となっておりますので、お知らせいたします。

それでは、どうもありがとうございました。